

新株予約権に関する報告書の内容と会計処理（案）

I. 会計基準及び注解報告書（案）

第 80 特定の.new株予約権の会計処理

1 無償で取得した新株予約権については、本源的価値（当該新株予約権を発行する株式会社の株価から当該新株予約権の行使に際して出資される価額を除いたものをいう。~~以下この項及び次項において同じ。~~）をもって取得原価とする。~~ただし、本源的価値が合理的に算定できない場合は、備忘価額をもって取得原価とする（注 68）。~~

2 新株予約権は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券を発行する株式会社の新株予約権は本源的価値をもって貸借対照表価額とする。

<注 68> 特定の.new株予約権の会計処理について

1 国立大学法人等については、資力は~~ない弱い~~が有望な大学発ベンチャーに対する育成支援を行うことができるよう、科学技術・イノベーション~~創出~~の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、特に必要と認める場合には当該支援を無償等とし得ること、また、その際において株式や新株予約権を取得・保有することができる。これにより、大学発ベンチャーは、当面の事業活動に必要な現金を確保しつつ、大学からの必要なサービスを受けることで事業の発展に取り組みやすくなり、研究成果の社会実装の進捗が期待されている。付与された新株予約権は有価証券として処理するため、無償で取得した場合の取得原価は公正な評価額とされていること、また、その保有目的によっては貸借対照表価額も時価とされていることから、取得時及び期末時に時価を算定することが求められる。他方、育成支援対象となる大学発ベンチャーは非上場会社が多く、その新株予約権の時価は信頼性をもって見積もることが困難な場合が多い。

2 国立大学法人等は法律において大学発ベンチャーへの支援を行うことが要請されていることに鑑み、国立大学法人等が無償で取得した新株予約権については、未公開企業のストック・オプションの~~会計処理に倣い、~~本源的価値（当該新株予約権を発行する会社企業の株価から~~当該新株予約権の行使に際して出資される価額を除いたもの）~~権利行使価格を控除した額）の見積りに基づく~~会計処理に倣うこととする。~~具体的には、~~無償で付与されているものの取得原価については原則として本源的価値で評価することとする。~~し、~~新株予約権の発行会社の株価が不明であるなど、本源的価値による評価が困難であると認められる場合の取得原価は備忘価額とすることとする。~~なお、有償で付与されているものの取得原価については、「第 30 有価証券の評価基準及び評価方法」による。

3 また、期末時においては、主として資力のない~~株式会社~~から新株予約権が付与されるという科学技術・イノベーション~~創出~~の活性化に関する法律の規定の趣旨を踏まえると、

新株予約権を発行する株式会社は原則として非上場会社が多くであり、当該株式会社の新株予約権株価の評価は困難であることから、貸借対照表価額は取得原価とすることとする。ただし、取得時には非上場会社であったものの、保有している間に上場会社となることもあり得ることから、そのような場合においては、~~備忘価額をもって取得原価としていたとしても、~~貸借対照表価額は取得原価ではなく本源的価値とすることとする。

Ⅱ. 具体的な会計処理（案）

Q 1-1 「本源的価値」の見積りはどのように行うのか。

A

基準第80における新株予約権の本源的価値とは、算定時点において新株予約権が権利行使されると仮定した場合の価値であり、当該時点における新株予約権の原資産である株式の評価額と行使価格との差額とする（「ストック・オプション等に関する会計基準」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）参照）。したがって、上場会社公開企業の新株予約権の貸借対照表価額は、当該企業の株価から行使価格を控除した額となる。

国立大学法人等がベンチャー企業から無償で新株予約権を取得する場合、企業側の資本政策上、その株式の評価額（株価）と行使価額は同額として設定されることが一般的であり、多く、その場合の本源的価値はゼロとなるため、備忘価額（1円）で処理することが考えられる。

Q 1-2 科技イノベ活性化法に基づく研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援以外で、「収益を伴う事業の対価」として取得した新株予約権の取得原価はどのように評価するのか。また寄附で受領した新株予約権はどのように評価するのか。

A

科技イノベ活性化法に基づく研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援以外で、「収益を伴う事業の対価」として現金の代わりに新株予約権を受領した場合や、新株予約権を寄附で受領した場合であっても、基準80の無償で取得した新株予約権として取り扱う。

Q 1-3 会計基準変更前に取得した新株予約権について、本源的価値の手法以外の方法で計算された帳簿価額が付されているものは、変更する必要があるか。

A

会計基準変更前に取得した新株予約権の帳簿価額については、取得当時の会計基準等に従って適切に評価したものであり、これらを新しい会計基準に合わせて変更する必要はない。

Q 1-4 金融商品に関する注記について、新株予約権はどのように記載するのか。

A

新株予約権はその他有価証券に区分される場合が多いと考えられるが、その他有価証券は原則として時価をもって貸借対照表価額とするとされているところ、新株予約権に限っては、基準第80によって原則として取得原価をもって貸借対照表価額とすることとした。したがって、当該新株予約権の貸借対照表価額はいわゆる「時価」ではない。

他方、時価を注記しない「市場価格のない株式等」は、基準第30において「市場において取引されていない株式及び出資金等株式と同様に持分の請求権を生じさせるもの」と定義されていることから、金融商品に関する注記において、新株予約権を「市場価格のない株式等」の欄に含めることは適当ではない。

したがって、金融商品に関する注記の「貸借対照表計上額」の欄に新株予約権を含めず、当該新株予約権の額を注記することとする。

以上